

# 2019年3月卒業予定者

参加  
無料

## 第1回 外国人留学生就職フェア 参加企業募集

2019年3月大学院・大学・短大・高専・専修学校を卒業予定の留学生を対象とした合同企業説明会を開催します。  
ぜひご参加ください！

**開催日**  
平成30年7月6日(金)

1部 午前11時00分～12時00分まで (在留資格の基本について説明)  
2部 午後13時00分～16時30分まで (外国人留学生就職フェア)

1部から参加の受付 10時30分～11時00分  
2部のみ参加の受付 11時30分～12時30分  
学生受付 12時00分～15時00分

### 開催場所

名古屋市中村区名駅4-4-38  
愛知県産業労働センター (ウイंकあいち)  
7階 展示場

### 募集企業

留学生の採用を予定している企業48社を募集。

### 参加学生

在留資格が「留学」で2019年3月卒業(修了)予定者及び、卒業後概ね3年以内の既卒者で、日本での就職を希望している者。

### 申込方法

事業所管轄のハローワークにて申込み済の「留学生等が応募可能な大卒等求人票」と別紙「外国人留学生就職フェア」参加申込書に必要事項を記入のうえ、郵送、メールまたはFAXで名古屋外国人雇用サービスセンターあて提出してください。

### 申込期限

平成30年5月23日(水)  
※参加予定企業数を超える応募があった場合は、抽選により参加企業を決定しますので、あらかじめご了承ください。

### 注意

外国人留学生が日本国内の企業に就職し、引き続き在留することを希望する場合は、就労可能な在留資格への変更許可をあらかじめ受ける必要があります。(裏面参照)したがって、就労可能な職種を募集していない場合には、ご参加いただくことができませんのでご了承ください。

お問合せ先  
名古屋外国人雇用サービスセンター  
(ハローワーク名古屋中)  
名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル12階  
電話 052-264-1901  
FAX 052-249-0033  
e-mail : [hw-gaikoku-job@aichi-rodo.go.jp](mailto:hw-gaikoku-job@aichi-rodo.go.jp)  
HP: <http://jsite.mhlw.go.jp/aichi-foreigner/>  
※今後開催予定のイベント情報も掲載しています。

## 留学生の採用と在留資格の変更についての留意点

### (1) はじめに

留学生在が日本国内の企業等に就職し、引き続き在留することを希望する場合は、「出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます）」に定められる手続きにより、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」等、就労可能な在留資格への変更許可をあらかじめ受ける必要があります。

### (2) 就労を目的とする外国人の受入れ方針について

わが国では、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進することが政府の方針となっています。一方、いわゆる単純労働者の受入れについては、十分慎重に対応することを基本方針としており、入管法には、単純労働に従事することを目的とした在留資格は設けられておりません。

### (3) 就労可能な在留資格

#### ① 技術・人文知識・国際業務

自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務

例) システムエンジニア、技術開発、設計、生産管理、品質管理

人文科学の分野に属する知識を必要とする業務

例) 企画、マーケティング、財務

外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務

例) 通訳、翻訳、語学の指導、広報、宣伝、海外取引、デザイン、商品開発

#### ② 研究、教育、教授、投資・経営など

### (4) 在留資格変更許可のポイント

**大学等における学問分野との関連性を有する業務か、または、母国語を必要とする業務に就くことが大前提です。**（専修学校生は学問分野との関連性を有する業務のみ変更許可されます。）

#### ① 本人の学歴（専攻課程、研修内容）その他の経歴から相応の技術・知識等を有する者であるか。

（卒業できないときは、不可となります。） ⇒ 本人の持っている専門知識（スキル）

#### ② 従事しようとする職務内容からみて本人の有する技術・知識等を活かせるものか。

⇒ 本人の持つ専門知識と職務との関連性

#### ③ 本人の処遇（報酬等）が適当であるか。（同じ仕事をする日本人と同等額以上）

⇒ 入管法上の基準を満たすものか

#### ④ 雇用企業等の希望・実績から安定性・継続性が見込まれ、さらに本人の職務が活かせるための機会が実際に提供されるものか。

⇒ 受入れ先企業の状況

### (5) 在留資格変更の手続き（参考）

「留学」から就労可能な在留資格への変更許可申請は、原則として外国人本人が最寄りの地方入国管理局又は同支社若しくはそれらの出張所に出向いて行う必要があります。

詳しくは、法務省入国管理局にお問い合わせください。

※ 在留資格変更許可申請

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>